

健・保・通・信

2024年 春号 No.176

- 予算概要
令和6年度収入支出予算概要
- 医療機関の受診方法がマイナンバーカードに一本化されます
- 今年度もきっちり健診を受けて体のチェックを！
- 扶養しているご家族に変更はありませんか



〈富山県 朝日町の桜と菜の花〉



ホームページをご覧ください。

京都自動車健康保険組合

検索

令和6年度(2024年度) 予算のお知らせ



効果的な保健事業と医療費
適正化や経費節減にも
積極的に取り組みます。

京都自動車健康保険組合の令和6年度の予算案が、去る2月8日開催の第149回組合会において可決承認されましたので、その概要をお知らせします。

(1) 健康保険予算概要

令和6年度予算基礎数値は過去3年間の実績から、被保険者数は5,284人、給与の平均月額額は355,959円、賞与については支給実績から標準報酬月額額の3.1ヶ月分と見込みました。

保険料収入については、保険給付費等の増加に伴い単年度収支が赤字となりますが、準備金も100%をわずかに上回っている状況から、健康保険組合連合会から「組合財政支援助交付金」の拠出を受け、保険料率10.4%を維持します。

令和5年度決算見込額比で4千2百万円増の29億百万円の健康保険料収入を見込んでいます。その他の収入では、調整保険料、繰越金、補助金、交付金等を加えた収入総額32億6千8百万円（前年度決算見込額比約4ポイント増）となります。「組合財政支援助交付金」を財政調整事業交付金に加えて、2億3千7百万を計上しています。

支出について、事務所費と組合会費に5千2百万円、保険給付費に16億8千3百万円、前期高齢者納付金等に12億8千万円、健診などデータヘルス事業を含む保健事業費に1億百万円、健保連への財政調整事業拠出金3千2百万円、還付金・連合会費・積立金・雑支出・予備費等で1億2千万円を見込み、支出総額は収入総額と同額の32億6千8百万円の予算を算出しました。

健康保険組合（現役世代）から高齢者医療制度への拠出金は年々増加していますが、令和6年度は65歳から74歳の「前期高齢者医療制度」へ6億3千3百万、75歳以降の「後期高齢者医療制度」へ6億4千8百万円となり、合計は12億8千万円で保険料収入の44%を占めています。

(2) 介護保険予算概要

令和6年度の予算編成にあたっては、一般勘定と同様の算定方法で、被保険者数及び平均標準報酬月額を算定しています。

一般被保険者5,284人のうち40歳から64歳までの介護保険第2号被保険者を3,077人、当該被保険者の平均標準報酬月額を396,765円、賞与を3.1ヶ月分と見込みました。また、前記以外の被保険者で40歳から64歳までの被扶養者がいる方を介護保険特定被保険者としており、その人数は84人で平均標準報酬月額を359,907円、賞与3.1ヶ月分と見込みました。

介護保険料率は、昨年同様の1.6%と設定し、介護保険料収入を3億2百万円と見込み、繰越金等を加えた収入総額は、3億3千4百万円となります。

健康保険組合は加入事業所から事業主負担を含めた介護保険料率を徴収のうえ、国（社会保険診療報酬支払基金）へ納入しますが、今年度の介護納付金は3億2千9百万円を納付する予定です。なお、予備費に6百万円を計上し、総額3億3千4百万円の支出予算を計上しました。



令和6年度 収入支出予算概要



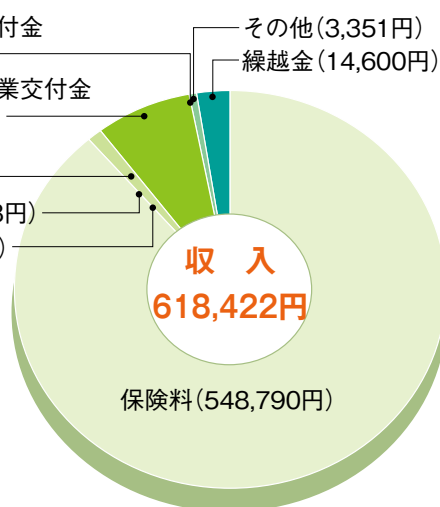
健康保険分

収入 (千円)	保険料	2,899,804
	国庫負担金収入	1,109
	調整保険料	32,444
	繰越金	77,144
	繰入金	2
	国庫補助金収入	16,596
	出産育児交付金	1,489
	財政調整事業交付金	237,470
	雑収入	1,682
	合計	3,267,740
経常収入合計		2,903,961

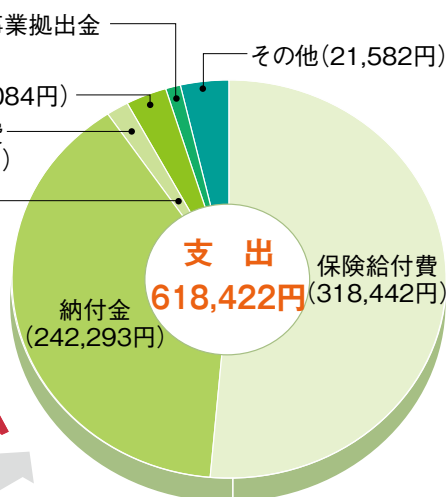
支出 (千円)	事務費	51,965
	保険給付費	1,682,649
	納付金	1,280,276
	前期高齢者納付金	632,684
	後期高齢者支援金	647,586
	その他	6
	保健事業費	100,641
	還付金	132
	財政調整事業拠出金	32,444
	連合会費	1,465
	積立金	5,727
	雑支出	452
	予備費	111,989
	合計	3,267,740
	経常支出合計	

被保険者1人当たりで見ると

出産育児交付金 (282円)
 財政調整事業交付金 (44,941円)
 調整保険料 (6,140円)
 雑収入 (318円)
 繰入金 (0円)



財政調整事業拠出金 (6,140円)
 積立金 (1,084円)
 保健事業費 (19,046円)
 事務費 (9,834円)



介護保険分

収入 (千円)	保険料	302,091
	繰越金	32,128
	繰入金	1
	雑収入	3
	合計	334,223

支出 (千円)	介護納付金	328,520
	還付金	20
	積立金	5,683
	予備費	5,683
	合計	334,223

予算編成の基礎となった数字



- 被保険者数 / 5,284人 (男性 / 4,409人、女性 / 875人)
- 平均標準報酬月額 / 355,959円 (男性 / 372,637円、女性 / 271,720円)
- 平均年齢 / 43.47歳 (男性 / 44.31歳、女性 / 39.14歳)
- 被扶養者数 / 5,149人
- 健康保険料率 1,000分の104 (事業主 / 1,000分の54、被保険者 / 1,000分の50)

- 介護保険の対象となる被保険者数 / 4,171人
- 介護保険料率 / 1,000分の16 (事業主 / 1,000分の8、被保険者 / 1,000分の8)

令和6年12月2日に保険証が廃止

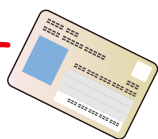


医療機関の受診方法が マイナンバーカードに一本化されます

令和6年12月2日に保険証が廃止され、
医療機関の受診はマイナンバーカードが基本になります。

令和6年12月2日に現在の保険証が廃止され、医療機関の受診方法はマイナンバーカードで行うことが基本となります。保険証廃止までに、マイナンバーカードで受診できるように、マイナポータルで保険証利用の申し込みを済ませておきましょう。まだマイナンバーカードの交付を受けていない方は、お早めに交付を受けてください。なお、保険証廃止後も最大1年間はずでに交付されている保険証が引き続き使えます。

また、マイナンバーカードの交付を受けていないなど、マイナンバーカードを使って受診することができない方には当分の間は健康保険の「資格確認書」が交付され、資格確認書で医療機関を受診することが可能です。



医療機関の窓口では
カードリーダーで
受け付けを
行います。

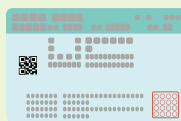
● 保険証廃止後の医療機関の受診方法 ●

マイナンバーカード (マイナ保険証)



マイナンバーカードを使って受診します。受診前にマイナポータルでマイナンバーカードを保険証として利用するための「利用申し込み」を行います (初回のみ)。

現在の保険証



経過措置として、保険証廃止後もすでに交付されている保険証についてはそのまま利用できます。期間は最大1年間(有効期限が先に到来する場合は有効期限まで)です。

手続きなしで高額な窓口負担が不要に!!

マイナ保険証で受診すると、限度額適用認定証がなくても、本人が同意すれば高額療養費制度に基づき限度額を超える医療費の立替払いが不要となります。健保組合への手続きは必要ありません。

マイナポータルで保険証情報を確認できます

マイナポータルでは登録されているご自身の健康保険証情報を確認することができます。万が一、正しい情報が登録されていない場合は、マイナンバーカードで医療機関を受診することができなくなってしまうので、ご自身の健康保険証情報の確認を行っておきましょう。

登録されている情報に間違いがある場合には、すぐに健康保険組合までご連絡ください。

マイナポータル 検索



保険証情報の確認はマイナポータルへのログインが必要です。

「最新の健康保険証情報の確認」の
バナーをタップ



新年度スター



今年度もきっちり**健診**を受けて 体のチェックを!

健康診断は、メタボリックシンドロームや高血圧などの生活習慣病を早い段階で見つけ、予防するための貴重な機会です。
年に1度は必ず健診を受けて体の状態をチェックしましょう。

● 健診結果のチェックのポイント

✓ 前年度までの結果と比較

「異常なし」の判定であっても、前年度までの結果と比較して悪化の傾向がある場合は要注意。

✓ 正常値ギリギリではないか

正常値の範囲内でも上限または下限ギリギリの数値となっている場合は要注意。

治療が必要になる前に、食事、運動など
毎日の生活習慣を見直しましょう



再検査・精密検査は
必ず 医療機関受診を

再検査・精密検査など医療機関の受診を指示されている場合は、**放置しないで必ず医療機関を受診**してください。

第4期

特定健診・特定保健指導がスタート!

特定健診は、40歳～74歳の方を対象に、高血圧や糖尿病、脂質異常などの生活習慣病の予防を目的として行われる健診です。**特定保健指導**は、特定健診によって生活習慣病の恐れがあると判断された方に対して、保健師や管理栄養士などの専門家が生活習慣の改善をサポートするものです。

特定健診・特定保健指導は、平成20年度から始まった制度で、定期的な見直しを経て、**令和6年度からは第4期がスタート**となります。



第4期の主な変更点

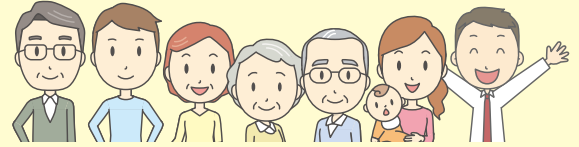
特定健診

- ① 中性脂肪は、絶食10時間以上の空腹時の採血による検査が基本ですが、やむを得ない場合は、食事開始から3.5時間が経過していれば、随時採血による検査も可能となりました。
- ② 喫煙や飲酒に関する質問項目について、より詳細な選択肢が設けられ、より正確にリスクの把握ができるようになりました。

特定保健指導

- ① 成果をより把握しやすくするために、具体的な数値目標が設定され、その達成が重視される仕組みになりました。主要な達成目標は腹囲2cm・体重2kg減です。
- ② 遠方に居住したり、多忙な対象者に対して、リモートで保健指導を行うなど、ICTの活用がより進められることになりました。
- ③ 特定健診の受診当日に初回の特定保健指導を受けるなど、特定健診実施後の特定保健指導の早期実施が進められることになりました。

扶養している「ご家族」に 変更はありますか？



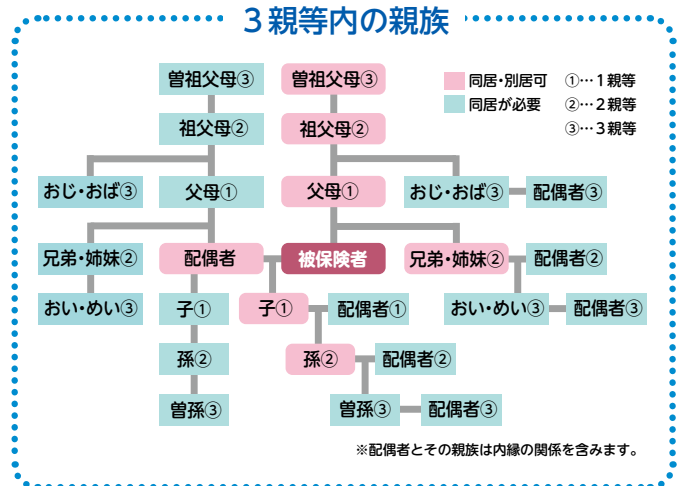
健康保険では、被保険者の収入で生活している75歳未満の家族も「被扶養者」として保険給付が受けられます。

被扶養者になるには健保組合から認定を受ける必要があります。

■被扶養者の要件

下記のいずれにも該当する方を基準に、健保組合が総合的に判断して被扶養者の認定をします。

- ①主として被保険者の収入で生活している
 - ②被保険者の3親等内の親族である
 - ③原則として国内に居住している
 - ④年収*が下記(1)(2)の両方を満たす
 - (1)年収130万円（60歳以上または障害者の場合は180万円）未満
 - (2)被保険者と同居の場合…年収が被保険者の半分未満
被保険者と別居の場合…年収が被保険者からの仕送り額未満
- * 年収とは、向こう1年間の収入見込み額です。雇用保険の失業等給付、公的年金、健康保険の傷病手当金や出産手当金も含まれます。



5日以内

■被扶養者に変更があるときは 手続きが必要です

結婚・出産などにより扶養家族を有するようになったとき、就職・引っ越しなどにより被扶養者でなくなったときなど、被扶養者に変更があった場合は、「被扶養者(異動)届」に必要な書類を添付して、5日以内に事業主を経由して当健保組合に提出してください。

※添付する提出資料は、事例によって異なるので、当健保組合に照会してください。

就職などで他の健保組合の被保険者になったお子さまはいませんか？

被扶養者の方が就職などで、他の健康保険の被保険者や共済組合の組合員になった場合は、**扶養から外す手続きが必要**です。他の健康保険に加入した日が、被扶養者の資格喪失日となります。



その他にも、こんなときは扶養から外れます

- パートやアルバイト先で健康保険の被保険者になった
- 75歳になった（後期高齢者医療の被保険者になった）
- 年収が130万円（60歳以上または障害者の場合は180万円）以上見込まれる
- 年収が被保険者の半分以上になった
- 年収が被保険者からの仕送り額を超えた
- 結婚して他の被保険者の被扶養者になった
- 離婚した
- 亡くなった
- 同居が扶養の要件の人が別居した
- 日本国内に住所を有しなくなった（海外留学など例外あり）

手続きをお忘れなく！

「年収の壁」への対応について

「年収の壁」対策として、パート・アルバイト等で働く被扶養者で、人手不足で働く日数が多くなった・残業時間が増えたなどの理由で被扶養者の収入要件を超える一時的な収入増があった場合は、**事業主の証明書を提出すれば、継続して被扶養者になることができます。**

▶詳しくは厚生労働省のHPをご確認ください。https://www.mhlw.go.jp/stf/taiou_001_00002.html